(公社) 鹿児島県労働基準協会 令和4年度版

## フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 ●講習期間/1日間 (9:00~16:30)

事業者は、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」に従事する労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられています。

講習日程 受付期間

## 講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

-7					
	講習日	令和4年5月2日(月)	30名		
	受付日	令和4年4月4日(月)~4月8日(金)	304		
	講習日	令和4年6月13日(月)	30名		
	受付日	令和4年5月16日(月)~5月20日(金)	304		
	講習日	令和4年9月20日(火)	20.47		
	受付日	令和4年8月22日(月)~8月26日(金)	8月26日俭 30名		
	講習日	令和4年11月22日火	302		
	受付日	令和4年10月24日(月)~10月28日金			
	講習日	令和5年3月20日(月)	30名		
	受付日	令和5年2月20日(月)~2月24日金			

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。

(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講料・テキスト代(税込み合計金額)

・会員事業所 ⇒ 10,700円

・一 般 ⇒ 11,800円

内訳

・受講料 会員 ⇒ 9,900円 一般 ⇒ 11,000円

・テキスト代 ⇒ 800円 ※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科 (1)作業に関する知識 (1時間)

(2)墜落制止用器具に関する知識(2時間)(3)労働災害防止に関する知識(1時間)

(4)関係法令(0.5時間)

実技 (1)墜落制止用器具の使用の方法等(1.5時間)

受講対象者

満18歳以上



助成金対象講習 (P28参照)



所定の講習科目を修了された方に、特別教育修 了証を交付します。

## 安全帯が「墜落制止用器具」に変わりました!

## 今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。 「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
1	胴ベルト型(一本つり)	<del></del>	胴ベルト型(一本つり)
2	胴ベルト型(U字つり)	$\rightarrow \rightarrow$	×
3	ハーネス型(一本つり)	<b>→</b>	ハーネス型(一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルト は含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼 称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

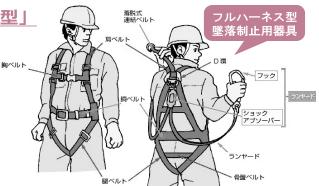
2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、 ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(**高さが6.75m以下**)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)



以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ **高さが2m以上**の箇所であって**作業床を設けることが困難**なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格 (注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程